

別記様式（第4条関係）

行政処分公表書

被 処 分 者	認 定 証 番 号	和歌山県公安委員会 第 6 5 0 2 5 0 号
	自 動 車 運 転 代 行 業 者 の 名 称 又 は 記 号	ワンピース運転代行
	主たる営業所が所在する市区町村	橋本市
処 分 年 月 日	令和2年2月18日	
処 分 内 容	指示	
処 分 理 由	ワンピース運転代行は、受託自動車および交通事故共済契約を締結し、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第1項第3号に掲げる事項に変更があったのに、変更があった日から10日以内に、和歌山県公安委員会に変更に係る届出を行わなかったもの。	
根 拠 法 令	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第22条第1項	
処分を行った公安委員会	和歌山県公安委員会	

注

- 1 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令、営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。
- 2 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施したところ、△△違反が判明したもの」等）。